

教 育 委 員 会 定 例 会 次 第

日時：令和4年2月25日（金）午前10時00分

会場：富士川町教育文化会館 3階会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の指名

4 教育長の報告

5 議 題

議案第26号 令和3年度富士川町一般会計補正予算（第19号）について

議案第27号 富士川町部活動指導員配置要綱の制定について

議案第28号 富士川町就学援助費支給要綱の一部改正について

議案第29号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（いじめ対策専門委員報酬）

議案第30号 富士川町就学援助費対象者の追加認定について

議案第31号 第二次富士川町教育振興計画の策定について

6 協議事項

7 報告事項

（1）富士川町社会教育・社会体育施設長寿命化計画について

（2）中学校統合について

8 その他

（1）令和3年度末人事異動作業に係る地教委との最終話し合いについて

日時：令和4年3月8日（火）、9日（水） 夕方

9 今後の日程について

（1）峡南地区教育委員会連合会「定期総会」について

日時：令和4年4月27日（水）時間未定 会場：中富総合会館

（1）峡南地区教育委員会連合会「第1回理事会」について

日時：令和4年5月18日（水）時間未定 会場：南部町役場分庁舎

10 閉 会

～終了後「富士川地方合同庁舎」の建設現場の視察を行います～

1、中学3年生の高校受検について

前期入試は、2月1日・2日に実施され、2月8日に合格者の発表がありました。
後期試験は3月3日に実施予定で、合格発表は3月11日となっております。

○学年人数 増穂中学校 110人 鯉沢中学校 31人

○公立高校前期入試合格内定者数

増穂中学校受検者 26人 内定者数 23人

鯉沢中学校受検者 10人 内定者数 10人

○私立高校合格者（単願）

増穂中学校 18人（1人未発表）（内通信制4人）

鯉沢中学校 6人

○公立学校後期入試出願者数

増穂中学校 後期出願者 66人（私立併願者34人）
専門学校2人、未定0人 非受検者0人

鯉沢中学校 後期出願者 15人（私立併願者7人）
未定0人 非受検者0人

3、新年度の小学校入学児童・中学校入学生徒について

令和4年度に管内小中学校へ入学する児童・生徒の見込みは次の通りです。

増穂小学校 70人

増穂南小学校 2人

鯉沢小学校 13人 小学校の入学合計は、85人（昨年95人）

増穂中学校 93人

鯉沢中学校 20人 中学校の入学合計は、113人（昨年135人）となりました。

4、新年度の小中学校のクラス編成について

令和4年度の各小中学校のクラス編成見込みは次の通りです。

増穂小学校 普通学級 17学級 支援学級 4学級（知的1・自情3） 昨年+1

増穂南小学校 普通学級 2学級 複式学級 2学級 昨年と同

鯉沢小学校 普通学級 6学級 支援学級 1学級（自情1） 昨年と同

小学校の学級数は、32学級

※うち、普通学級 25・複式 2・支援学級 5（知的1・自情4）

増穂中学校 普通学級 10学級 支援学級 3学級（知1・自1・難聴1） 昨年△1

鯉沢中学校 普通学級 3学級 支援学級 0学級 昨年と同

中学校の学級数は、16学級

※うち、普通学級 13・支援学級 3（知的1・自情1・難聴1）

5、学校における新型コロナ感染対策について

学校や保育施設における新型コロナ・オミクロン株の感染拡大が続く中、山梨県では、学校で児童生徒が感染した場合、感染拡大防止対策として幅広く PCR 検査を行う「新山梨方式」を実施することとし、現在、その手順等準備をしているところであります。

この方式では、クラスに感染者が発生した場合、接触者全員を対象に検体採取を行い、PCR 検査を実施することで、より早い感染対応を行うこととしております。このため、検査結果が出るまでの間は、クラス全体が臨時休業となります。(2日想定)

一方、町の新型コロナ対策としては、3月に行う小中学校卒業式に参加する保護者を対象に、抗原検査キットを配布し、自主的な検査に活用してもらうこととで、式典の安全性を高めることといたしました。

6、各種表彰、大会の結果

○表彰者

・文部科学大臣表彰

令和3年度文部科学大臣優秀教職員表彰者

深澤 浩代教諭 (増穂小学校) 実践分野 特別支援教育

○小中学校各種大会・表彰 (別添のとおり)

各種表彰関係報告

増穂小学校

増穂SCの成績

R3.7.10	2021 nanahoCup 山梨県U-12サッカー大会 準優勝
R3.11.23	第41回 甲府市サッカー協会杯 少年の部 優勝
R3.11.28	第42回 韮崎市長杯争奪少年サッカー大会 準優勝
R3.12.27	2021 フジパンCUP 第45回関東U-12サッカー大会 第3位
増穂SC	2年1組 加藤丈太郎 2年3組 笹本碧葉、望月天惺 3年1組 小林快生、安部帆琉 4年2組 瀧澤耀那
	4年3組 望月煌太、高野悠斗、中込悠、加藤心優 6年1組 小林賢生、杉本翔理、折居琴蓮、井上貴博
	6年2組 大久保海成、佐野海和、望月瑛太 6年3組 中込栄太郎、伊藤優伽、永井仁哉、折居瑠宇、梶本尚千夏

日付	学年/組	氏名	賞 名
R3.11.27	3年1組	今村志帆	第40回 全国児童画コンクール 入選
R4.2.19	5年3組	丸山寧々	全日本スキー連盟公認スノーボードバジテスト・ 級別テスト・1級合格
R4.1.8	1年2組	松澤統真	第46回「ごはん・お米とわたし」作文・図画山梨県 コンクール 図画一部 優秀賞
R4.1.8	6年1組	秋山智彩	第46回「ごはん・お米とわたし」作文・図画山梨県 コンクール 作文二部 優秀賞

令和3年度 虫歯のない子の表彰

6年1組	秋山壮志 秋山智彩 梅宮俊貴 川住なるみ 切刀桜 齊藤百香 杉本翔理 鈴木こころ 深澤穂 森田士道
6年2組	井上颯 上田愛花 内田詩人 大塚健広 小野丹稟 金子奈央 河西花果 川村奏介 小池陽向 小林奏
	杉山藍、中上礼奈、長澤佑樹、中山隆斗、望月心暖、横内直希
6年3組	秋山真麻、井上珠維、大森美羽音、小野ことは、小池杏奈、横内悠希、渡邊ほのか

鯉沢小学校

～2月

月日	学年	氏名	大会名	種目	成績
2022/2/15	4 年	青柳 英	山日YBS席書き大会		推薦

各種表彰関係報告

増穂中学校

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
1月25日	西関東吹奏楽連盟表彰	吹奏楽部			加賀美凜	3年
	県吹奏楽連盟表彰				布施愛華	3年
					梶本尚治郎	3年
					西村 鈴	3年
					松田美優	3年
					宮澤元彰	3年
					海野春佳	3年
					小野暖佳	3年
					河澄光咲	3年
					山形玲乃	3年
					依田七海	3年
					井上智尋	3年
					瀧澤帆夏	3年
					田中弘也	3年
2月2日	教育祭県下小中学校 書きぞめ大会			県特選	今村果歩	2年
	殿岡彩華				2年	
	深澤雅矢				2年	
	海野春佳				3年	
	河澄光咲				3年	
	小林真子				3年	
	保坂遙希				3年	

月 日	時 間	場 所	内 容
1月26日	10:00	南巨摩合庁	管理主事人事ヒヤリング
"	14:00	オンライン	市町村教育長会議
"	14:30	オンライン	峡南異校種連携セミナー(講演会)
31日	10:00	町議場	臨時議会
"		増穂中	一日入学
31日	17:30	役場会議室	副町長離任式
2月1-2日		南巨摩合庁	管理主事人事ヒヤリング(小学校)
2日		増穂南小、鰍沢中	一日入学
4日		増穂小、鰍沢小	一日入学
7日	9:30	教育文化会館	校長会
8日	10:00	教育文化会館	総合教育会議
9日	10:00	南巨摩合庁	管理主事人事ヒヤリング
9-10日	18:00	町民会館駐車場	月の観察会(中止)
10日	13:00	オンライン	令和4年度県学校教育重点説明会
14日	15:00	役場議員控室	議会 新中学校特別委員会
15日	15:00	役場会議室	さくら祭り実行委員会
16日	14:00	教育文化会館	臨時校長会
17日	10:00	役場会議室	文化功労者表彰式
"	15:00	オンライン	知事・市町村長緊急会議
21日	19:00	役場会議室	富士川夏まつり実行委員会
22日	19:00	役場会議室	新中学校開校検討委員会
25日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会

議案第26号

令和3年度富士川町一般会計補正予算要求（第19号・3月定例議会提出）

教育総務課

（歳入）

【総務学校担当】

- 15 款) 国庫支出金 2 項) 国庫補助金 4 目) 教育費国庫補助金
- 1 節) 学校振興費補助金
- 特別支援教育就学奨励費補助金（額確定により） △165 千円
- 2 節) 学校管理費補助金
- 公立学校情報機器整備費補助金
- ・教職員タブレット購入 562 千円
- 学校施設環境改善交付金
- ・増穂小校舎外壁塗装改修工事（確定により） △913 千円
- 18 款) 寄附金 1 項) 寄附金 2 目) 指定寄附金
- 1 節) 指定寄附金
- 指定寄附金（故・小澤重平様） 100 千円

（歳出）

【総務学校担当】

- 10 款) 教育費 1 項) 教育総務費 1 目) 教育委員会費
- 18 節) 負担金、補助 負担金 （確定により減） △165 千円
- 及び交付金
- 10 款) 教育費 1 項) 教育総務費 2 目) 学校費
- 12 節) 委託料 （確定により減） △4,483 千円
- 14 節) 工事請負費
- 増穂小校舎外壁塗装改修工事 △1,947 千円
- 鰍沢中防犯カメラ設置工事 △55 千円

- 17 節) 備品購入費
教職員タブレット購入 1,287 千円
- 10 款) 教育費 2 項) 小学校費 1 目) 増穂小学校管理費
13 節) 使用料及び賃借料 (確定により減) △150 千円
- 10 款) 教育費 2 項) 小学校費 2 目) 増穂小教育振興費
13 節) 使用料及び賃借料 (確定により減) △100 千円
18 節) 負担金、補助 負担金 (確定により減) △600 千円
及び交付金
- 10 款) 教育費 2 項) 小学校費 8 目) 鯉沢小教育振興費
13 節) 使用料及び賃借料 (確定により減) △1,500 千円
18 節) 負担金、補助 負担金 (確定により減) △180 千円
及び交付金
- 10 款) 教育費 3 項) 小学校費 2 目) 増穂中教育振興費
4 節) 共済費 社会保険料 △240 千円
8 節) 旅費 会計年度任用職員費用弁償 △120 千円
13 節) 使用料及び賃借料 (確定により減) △150 千円
18 節) 負担金、補助 負担金 (確定により減) △530 千円
及び交付金
- 10 款) 教育費 3 項) 小学校費 5 目) 鯉沢中教育振興費
4 節) 共済費 社会保険料 △240 千円
18 節) 負担金、補助 負担金 (確定により減) △147 千円
及び交付金
- 10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 1 目) 給食センター費
12 節) 委託料 (確定により減) △3,750 千円

令和3年度富士川町一般会計補正予算要求（第19号・3月定例議会提出）

生涯学習課

（歳入）

【社会教育担当】

- 14 款) 使用料及び手数料 1 項) 使用料 5 目) 教育使用料
 - 1 節) 社会教育施設使用料 町民会館使用料 △450 千円
- 15 款) 国庫支出金 2 項) 国庫補助金 4 目) 教育費国庫補助金
 - 3 節) 社会教育費補助金 文化芸術振興費補助金 △135 千円
- 16 款) 県支出金 3 項) 委託金 4 目) 教育費委託金
 - 1 節) 移譲事務委託金 文化財保護移譲事務 5 千円
- 17 款) 財産収入 1) 財産運用収入 1 目) 財産貸付収入
 - 1 節) 財産貸付収入 町有地貸付 37 千円
- 21 款) 諸収入 3 項) 雑入 3 目) 雑入
 - 1 節) 雑入 町民会館太陽光発電売電料等 90 千円

【図書館準備担当】

- 21 款) 諸収入 3 項) 雑入 3 目) 雑入
 - 1 節) 雑入 有価物引取り手数料(町民図書館) 17 千円

【社会体育担当】

- 14 款) 使用料及び手数料 1 項) 使用料 5 目) 教育使用料
 - 2 節) 社会体育施設使用料 社会体育施設使用料 115 千円

（歳出）

【社会教育担当】

- 10 款) 教育費 4 項) 社会教育費 1 目) 社会教育総務費
 - 7 節) 報償費 (確定により減) △33 千円
 - 10 節) 需用費 (確定により減) △20 千円
 - 11 節) 役務費 (確定により減) △20 千円
 - 12 節) 委託料 (確定により減) △5,120 千円
 - 13 節) 使用料及び賃借料 (確定により減) △110 千円

14 節) 工事請負費	(確定により減)	△272 千円
18 節) 負担金、補助	補助金 (確定により減)	△35 千円
	及び交付金	
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	2 目) 公民館費
7 節) 報償費	(確定により減)	△300 千円
13 節) 使用料及び賃借料	(確定により減)	△48 千円
18 節) 負担金、補助	負担金 (確定により減)	△35 千円
	及び交付金	
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	3 目) 青少年育成費
7 節) 報償費	(確定により減)	△169 千円
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	4 目) 文化財保護費
7 節) 報償費	(確定により減)	△42 千円
10 款) 教育費	7 項) 町民会館費	1 目) 町民会館管理費
12 節) 委託料	(確定により減)	△1,873 千円
14 節) 工事請負費	(確定により減)	△110 千円

【社会体育担当】

10 款) 教育費	5 項) 保健体育費	1 目) 保健体育総務費
1 節) 報酬	(確定により減)	△114 千円
7 節) 報償費	(確定により減)	△177 千円
10 節) 需用費	(確定により減)	△190 千円
18 節) 負担金、補助	負担金 (確定により減)	△240 千円
	及び交付金	
	補助金 (確定により減)	△3,214 千円
10 款) 教育費	5 項) 保健体育費	2 目) 社会体育施設費
1 節) 報酬	(確定により減)	△1,328 千円
10 節) 需要費	(確定により減)	△2,076 千円
11 節) 役務費	(確定により減)	△110 千円
12 節) 委託料	(確定により減)	△910 千円
13 節) 使用料及び	(確定により減)	△150 千円
	賃借料	

議案第27号

富士川町部活動指導員配置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、富士川町立中学校(以下「中学校」という。)における部活動の円滑な運営及び教員の働き方改革の実現を図るために、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)を配置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第3条 指導員は、学校長の指揮監督の下、部活動の指導方針及び指導計画に基づき、次に掲げる職務を行うことができる。

- (1) 技術指導
- (2) 安全、障害予防等に関する知識及び技能の指導
- (3) 大会、練習試合等の学校外活動の引率
- (4) 用具及び施設の点検及び管理
- (5) 部活動の管理運営
- (6) 保護者、部活動関係者等への連絡
- (7) 年間及び月間指導計画の作成
- (8) 事故が発生した場合における現場対応
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部活動の実施について富士川町教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事項

(要件)

第4条 指導員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から委員会が任用する。

- (1) 公務員(公立学校に勤務する非常勤講師を除く。)でない者
- (2) 指導員の職務を行う部活動において、必要な知識及び技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者
- (3) 指導員としての適正があると配置先の学校長が認める者

(任用手続)

第5条 学校長は、指導員の配置を必要とするときは、富士川町部活動指導員配置申請書(様式第1号)により、委員会に申請するものとする。

2. 委員会は、前項の申請があったときは、指導員の配置の可否を決定し、富士川町部活動指導員配置決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした学校長へ通知するものとする。

(任用期間)

第6条 指導員の任期は、任用した日から同日の属する会計年度の末日までとする。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 指導員の勤務時間は、年間210時間以内とする。

- 2 指導員の勤務日及び勤務時間は、学校長が別に定める。

(報酬等)

第8条 指導員の報酬、手当及び費用弁償については、富士川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富士川町条例第6号)の定めるところによる。

(服務)

第9条 指導員は、その職務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学校長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。
- (2) その職の信用を傷つけるような行為をしないこと。

(災害補償)

第10条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により補償するものとする。

(解職)

第11条 委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該指導員を解職することができる。

- (1) 心身の故障により、その職務に耐えられないとき。
- (2) 職務の遂行に必要な適性を欠くことになったとき。
- (3) 第9条の規定に違反したとき。

(勤務実績の報告)

第12条 指導員は、学校長の指定する日までに、富士川町部活動指導員勤務実績報告書(指導用)(様式第3号)を学校長に提出するものとする。

- 2 学校長は、前項の報告書を受領後、速やかに富士川町部活動指導員勤務実績報告書(学校用)(様式第4号)を委員会に提出するものとする。

(その他)

- 第13条 この訓令に定めるもののほか、指導員を配置するために必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

富士川町教育委員会教育長

富士川町立

中学校長



富士川町部活動指導員配置申請書

年度において、部活動の円滑な運営を図るため、富士川町部活動指導員配置要綱第5条第1項の規定により、本校への部活動指導員の配置を申請します。

部活動名	
------	--

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

富士川町立 中学校長 様

富士川町教育委員会教育長



富士川町部活動指導員配置決定通知書

年 月 日付けで申請のありました部活動指導員の配置について、
富士川町部活動指導員配置要綱第5条第2項の規定により、次のとおり決定
したので通知します。

☐ 指導員を配置する。

- 1 部活動名
- 2 指導員名

☐ 指導員を配置しない

配置しない理由

[Empty space for reasons]

様式第3号(第12条関係)

年 月 日

富士川町立 中学校長 様

部活動指導員

富士川町部活動指導員勤務実績報告書(指導用)

年 月分の勤務実績を次のとおり報告します。

No.	月 日(曜日)	指導時間	勤務場所	勤務内容
1	月 日()			
2	月 日()			
3	月 日()			
4	月 日()			
5	月 日()			
6	月 日()			
7	月 日()			
8	月 日()			
9	月 日()			
10	月 日()			
11	月 日()			
12	月 日()			
13	月 日()			
14	月 日()			
15	月 日()			
16	月 日()			
17	月 日()			
18	月 日()			
19	月 日()			
20	月 日()			
合計指導時間				

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

富士川町教育委員会教育長

富士川町立 中学校長



富士川町部活動指導員勤務実績報告書(学校用)

年 月分の勤務実績を次のとおり報告します。

部活動名 部 部活動指導員名

No.	月	日(曜日)	指導時間	勤務場所	勤務内容
1	月	日()			
2	月	日()			
3	月	日()			
4	月	日()			
5	月	日()			
6	月	日()			
7	月	日()			
8	月	日()			
9	月	日()			
10	月	日()			
11	月	日()			
12	月	日()			
13	月	日()			
14	月	日()			
15	月	日()			
16	月	日()			
17	月	日()			
18	月	日()			
19	月	日()			
20	月	日()			
合計指導時間					

議案第28号

富士川町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

富士川町就学援助費支給要綱(平成22年富士川町教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号に次のように加える。

キ オンライン学習通信費

児童又は生徒が、オンライン学習を行うために必要な通信機器の購入、賃借等の通信に要する経費。ただし、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同様と認められるものに限る。

別記様式中「保護者氏名 ㊟」を「保護者氏名 氏 名 ㊟」に、「氏 名 ㊟」を「氏 名 ㊟」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

富土川町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(支給費目等) 第3条 就学援助費の支給費目は、次のとおりとする。 (1) 学用品費等 ア～カ 略 キ <u>オンライン学習通信費</u> 児童又は生徒が、オンライン学習を行うために必要な通信機器の購入、賃借等の通信に要する経費。ただし、<u>学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同様と認められるものに限る。</u>	(支給費目等) 第3条 就学援助費の支給費目は、次のとおりとする。 (1) 学用品費等 ア～カ 略 ―― ―― ―― ―― ―― ――

(旧)

別記様式(第5条関係)



就学援助費支給申請書

児童生徒氏名		生年月日	年 月 日	続柄(長○・次○)
学 校 名	学校	学年・組	年 組	
児童生徒氏名		生年月日	年 月 日	続柄(長○・次○)
学 校 名	学校	学年・組	年 組	
児童生徒氏名		生年月日	年 月 日	続柄(長○・次○)
学 校 名	学校	学年・組	年 組	

○就学援助を希望する理由(具体的に詳しく記入してください。)

富士川町長 様

上記の者を就学援助を必要とする児童・生徒として認定していただきますよう申請します。

また、私の世帯及び関係する世帯についての住民税調査に同意します。

年 月 日

保護者氏名 _____ (印)

(別世帯者がいる場合は、記入願います。)

氏 名 _____ (印)

住 所			
職 業		勤 務 先	
自宅電話番号		勤務先電話番号	

(新)

別記様式(第5条関係)



就學援助費支給申請書

児童生徒氏名		生年月日	年 月 日	続柄(長○・次○)
学 校 名	学校	学年・組	年 組	
児童生徒氏名		生年月日	年 月 日	続柄(長○・次○)
学 校 名	学校	学年・組	年 組	
児童生徒氏名		生年月日	年 月 日	続柄(長○・次○)
学 校 名	学校	学年・組	年 組	

○就学援助を希望する理由(具体的に詳しく記入してください。)

富士川町長 様

上記の者を就学援助を必要とする児童・生徒として認定してくださいよう申請します。

また、私の世帯及び関係する世帯についての住民税調査に同意します。

年 月 日

保護者氏名

(別世帯者がいる場合は、記入願います。)

氏 名

住 所			
職 業		勤 務 先	
自 宅 電 話 番 号		勤 務 先 電 話 番 号	

議案第 29 号

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 4 年 3 月 日提出

富士川町長 望 月 利 樹

提案理由

富士川町いじめ問題専門委員会委員の報酬額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中

いじめ問題対策 連絡協議会委員	年額	3,500 円
--------------------	----	---------

を

「

いじめ問題対策連 絡協議会委員	年額	3,500 円
いじめ問題専門委 員会委員	1 回	5,000 円

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新				旧			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
略				略			
いじめ問題対策 連絡協議会委員	年額	3,500 円		いじめ問題対策 連絡協議会委員	年額	3,500 円	
いじめ問題専門 委員会委員	1 回	5,000 円			—	—	
略				略			

議案第30号

令和3年度富士川町就学援助費対象者の追加認定について

令和4年2月25日

学校名	既申請者数	既認定者数	今回認定者数	合計認定者数
増穂小学校	25	19	0	19
増穂南小学校	3	3	1	4
増穂中学校	23	17	0	17
鰍沢小学校	13	9	0	9
鰍沢中学校	5	4	0	4
区域外	0	0	0	0
計	69	52	1	53

中学校統合について

1 総合教育会議の協議結果

- ・今後、少子化により生徒数が減少していく状況であることから、これまでの議論されてきた内容や現状を、改めて説明していきながら、統合のあり方、統合時期や設置場所について検討することとし、令和5年4月の開校予定を延期。
- ・令和4年度前半までに、児童生徒、保護者、学校関係者、住民の方々へのアンケート調査や対話集会を開催しながら、方針を示す。
- ・これまで中学校統合について協議の場となっていた、新中学校開校検討委員会及び調査検討部会については、統合の方向性が出た時点で協議を再開することとし、組織は存続させる。

2 新中学校開校検討委員会

(1) 説明事項

- ・これまでの経過
- ・総合教育会議の協議結果
- ・今後のスケジュール

(2) 委員からの主な意見

- ・統合するメリットを知らない人が多い。
知らない人に教えていくことが大事だと思う。
子どもたちにとって、希望と喜びに満ちた統合であってほしい。
- ・統合をゼロから見直すということか。
町議会も町から説明を受け納得し、教育部局・町長部局・議会が三位一体となって進めきており、検討委員会も納得して進めてきたと思っている。
白紙に戻すということは、これまでの議論もなかったことになる。
アンケートは設問の仕方であまり捉え方が変わってしまう。設問も回答の分析もしっかりやってほしい。
アンケートが重要なのではなく、子どもたちにどのような教育環境を与えるかが重要である。慎重に進めてもらいたい。
- ・子どもの進路を考える保護者もいる。どのくらい延期になるのか。
- ・アンケートによっては、数字だけで決まってしまうものもある。
これまで議論してきた内容が浸透するよう配慮していただき、統合の経過が無駄になるようなことがないようにしてほしい。

月 日	時 間	場 所	内 容
2月25日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
26日	9:00	町民会館	伝統文化子ども教室修了式(各部門ごと)
27日	8:30		スポーツレクレーション祭(中止)
28日	10:00	役場会議室	議員立候補者説明会
3月1日	10:00	各高等学校	県立高校卒業式
2日	9:30	鯉沢小学校	小中学校事務共同実施研究会
"	9:30	教育文化会館	学校経営研究会
3日	14:00	教育文化会館	人物館・資料館検討委員会
"		各高校	公立高校後期募集検査
4日	10:00	議場	議会開会・提案
7日	9:00	議場	町議会一般質問
8日	10:00	役場会議室	町功労者表彰式
"	13:30	議場	町議会質疑
"	18:30	教育事務所	教職員人事最終話し合い(1日目・出の職員)
9日	9:00	役場会議室	町議会予算特別委員会
"	13:30	役場会議室	一社ふじかわ社員総会
"	16:30	教育事務所	教職員人事最終話し合い(2日目・入の職員)
10日	9:00	増中・鯉中	中学校卒業式
11日		各高校	公立高校合格者発表
"	13:30	教育事務所	教職員人事書類作成
12日	7:00	大法師公園	大法師公園清掃作業
14日	10:00	教育文化会館	充指導主事地教委報告
15日	10:00	役場会議室	予算特別委員会(全体会)
18日		増小・南小・鯉小	小学校卒業式
"	13:30	議場	町議会討論・採決・閉会
25日	10:00	教文館	定例教育委員会
"		各学校	終業式・離任式

